

## -内閣府（内閣府本府）-

### 企業主導型保育事業における整備費に係る助成金の交付を受けて整備された病児保育室等における病児保育等の実施状況について（内閣総理大臣宛て）

<u>病児保育室等を整備したのに、病児保育等を全く実施していない企業主導型保育施設の</u>
<u>病児保育室等の整備に係る助成金相当額(1) (支出) 4772万円</u>
<u>病児保育室等を整備したのに、病児保育等の実施を中止していく予定がない</u>
<u>企業主導型保育施設の病児保育室等の整備に係る助成金相当額(2) (支出) 1708万円</u>
<u>(1)及び(2)の計(支出) 6481万円</u>

#### 1 企業主導型保育事業の概要等

##### (1) 企業主導型保育事業及び企業主導型保育助成事業の概要

内閣府は、子ども・子育て支援法等に基づき、企業主導型保育事業に対する国庫補助を実施している。企業主導型保育事業は、厚生年金保険法第82条第1項に規定する事業主等(以下「一般事業主」)に雇用されている従業員等が監護する乳児又は幼児(以下「乳幼児」)の保育等を行うものである。同府は、国庫補助金の交付に当たり公募により選定した団体を補助事業者とすることなどとしており、平成28年度から30年度までにおいて公益財団法人児童育成協会を補助事業者として選定するなどし、協会に対して国庫補助金を交付している。

協会は、企業主導型保育事業を実施する一般事業主等に対して企業主導型保育事業を行う施設(以下「企業主導型保育施設」)の整備に要する費用(以下「整備費」)及び企業主導型保育施設における保育の実施に要する経費の助成を行う企業主導型保育助成事業を実施している(整備費の助成を「助成」、整備費の助成のために交付する助成金を「助成金」、助成金の交付を受けて企業主導型保育施設の整備を行う一般事業主等を「事業主体」)。協会は、同府と協議するなどした上で企業主導型保育助成事業を実施するために必要な要領を別に定めることとされており、これを受けた協会は、「平成28年度企業主導型保育事業助成要領」等(以下「助成要領等」)を制定している。

##### (2) 企業主導型保育事業における事業類型等

企業主導型保育事業においては、企業主導型保育施設において、乳幼児の保育を行う通常の保育事業(以下「通常保育事業」)に加えて、保育を必要とする乳幼児等であって、疾病にかかっているものについて、保育を行う事業(以下「病児保育事業」)、日常生活上の突発的な事情や社会参加等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かり必要な保護を行う事業(以下「一時預かり事業」)等も実施できることとなっている。

病児保育事業には、病児対応型、病後児対応型及び体調不良児対応型の事業類型があり、このうち、病児対応型又は病後児対応型(以下「病児・病後児保育」)は、専用スペース又は専用施設(以下「病児保育室」)を設置し、必要な人数の看護師等及び保育士を常駐させるなどの職員の配置を行って実施することとなっている。一方、体調不良児対応型は、病児保育室を設置することはない。また、一時預かり事業には、一般型及び余裕活用型の事業類型があり、このうち、一般型は、企業主導型保育施設の利用定員の外で専用の一時預かりのための保育室(以下「一時預かり室」)を設置し、通常保育事業とは別に必要な人数の保育士等の配置を行って実施することとなっている(以下「一般型一時預かり」)。一方、余裕活用型は、一時預かり室を設置したり、通常保育事業とは別に必要な人数の保育士等の配置を行ったりすることとはない。

##### (3) 助成の申込手続

事業主体は、助成要領等に基づき、助成申込書に、整備する企業主導型保育施設における病児保育事業、一時預かり事業等の実施の有無を記載することとなっており、整備した企業主導型保育施設において、病児保育事業、一時預かり事業等を実施することになっている。

#### 2 本院の検査結果

28年度から30年度までに病児・病後児保育又は一般型一時預かり(以下「病児保育等」)を実施するとして病児保育室又は一時預かり室(以下「病児保育室等」)を整備していた14都道府県に所在する25事業主体の25施設(整備費計22億4017万円、助成金交付額計16億1612万円(国庫補助金相当額同額))を対象として、同府及び25事業主体において、会計実地検査を行った。

(注) 14都道府県 東京都、北海道、大阪府、神奈川、富山、愛知、三重、兵庫、岡山、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島各県

#### (1) 病児保育等の実施状況及び病児保育等を実施していない理由

##### ア 病児保育室等を整備したのに、病児保育等を全く実施していない事態

事業完了報告書に病児保育等を実施するとして病児保育室等を整備したのに、令和2年4月1日時点で企業主導型保育施設の開設後1年以上が経過しているにもかかわらず、病児保育等を全く実施していない事態が、8事業主体の8施設(整備費計6億7733万円、病児保育室等の整備に係る助成金相当額計4772万円(国庫補助金相当額同額))において見受けられた。そして、その理由を確認したところ、職員の確保についての計画が十分でなく必要な人数の看護師等の確保ができなかったためとしたものが4事業主体の4施設、通常保育事業とは別に必要な人数の保育士等の配置が必要な一般型一時預かりとそれらの配置が必要ない余裕活用型の一時預かり事業との違いなどの制度の理解が十分でなかったためとしたものが3事業主体の3施設等となっていた。

##### イ 病児保育室等を整備したのに、病児保育等の実施を中止していて再開する予定がない事態

事業完了報告書に病児保育等を実施するとして病児保育室等を整備して病児保育等を実施していたものの、2年4月1日時点において、病児保育等の実施を中止していて再開する予定がない事態が、3事業主体の3施設(整備費計3億3007万円、病児保育室等の整備に係る助成金相当額計1708万円(国庫補助金相当額同額))において見受けられた。そして、その理由を確認したところ、当初の採算の見込みが甘く、運営が不可能であると判断したためとしたものが2事業主体の2施設、病児保育等を実施するのに必要としていた医師と継続して連携することができなかつたためとしたものが1事業主体の1施設となっていた。

#### (2) 病児保育室等に係る審査及び周知の状況

協会は、事業主体に病児保育等の実施体制等に係る計画の提出を求めておらず、病児保育等を実施するために必要な職員の確保が可能であるかなどの審査を行っていなかった。

また、協会は、一般型一時預かりには通常保育事業とは別に必要な人数の保育士等の配置が必要で、余裕活用型の一時預かり事業にはそれらの配置が必要ないといった保育士等の配置に係る違いなどの各事業類型の実施要件等を十分に周知していなかった。

#### (3) 病児保育室等の利用実態の把握及び指導の状況

協会は、整備費により病児保育室等を整備した企業主導型保育施設を一覧できるようにして管理するなどの病児保育室等の利用実態を把握し、必要に応じて指導を行う仕組みを整備しておらず、前記の病児保育等を全く実施していない8事業主体の8施設のうち2事業主体の2施設については、利用実態を十分に把握していなかったため、必要な指導が行われていなかった。

### 3 本院が要求する改善の処置

同府において、助成金の交付を受けて整備される企業主導型保育施設について、病児保育等の実施体制が確保され、病児保育室等が有効に利用されて、企業主導型保育助成事業の効果が十分に発現されるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 補助事業者に対して、各事業類型の実施要件等を事業主体に十分に周知させるとともに、助成申込書の審査を行う際に、事業主体から病児保育等の実施体制等に係る計画を提出させて審査を適切に行うことができる体制を整備させること

イ 補助事業者に対して、病児保育室等を整備した事業主体における病児保育室等の利用実態の把握を十分に行い、病児保育室等を整備したのに病児保育等を全く実施していないなどの事業主体に、病児保育室等を病児保育等に利用するように指導する仕組みを整備させること